

実施方針に関する質問等回答

種別	番号	箇 所		質問等の内容	回答
質問	1	(ページ)	8	Ⅲ 本施設の運営 力。「見学者への対応（見学申込みの受付けも含む。）」とありますが、行政視察等の見学申込みの受付けについては貴組合にてご対応いただくという認識でよろしいでしょうか。	受付けは事業者の所掌としますが、行政機関からの申し込みがあった場合は速やかに本組合へ展開願います。本組合へ直接申し込みがあった場合には、速やかに事業者へ展開します。
		(項目番号)	第1章1（13）①		
		(項目名)	本事業の対象となる業務範囲		
質問	2	(ページ)	16	運営を行う者が複数の場合は、（ア）～（カ）に示す要件については、最低1社が全ての要件を満たせば良いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
		(項目番号)	第2章5（2）エ		
		(項目名)	参加資格要件		
質問	3	(ページ)	16	（イ）に示す技術者とはどのような人材を想定されていますでしょうか。施設の運転作業について、指定された経験を有する技術者（運転作業員）という認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
		(項目番号)	第2章5（2）エ		
		(項目名)	参加資格要件		
質問	4	(ページ)	16	（ウ）で定義する現場総括責任者の要件については、通年または複数年の運転業務委託において現場責任者（所長等）として業務を統括した実績を有する者についても認められるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
		(項目番号)	第2章5（2）エ		
		(項目名)	参加資格要件		
質問	5	(ページ)	16	（ウ）で定義する現場総括責任者の要件について、焼却施設と併設されたマテリアルリサイクル施設における実績も認められるとの認識でよろしいでしょうか。なお、併設施設の場合、現場総括責任者は焼却施設の廃棄物処理施設技術管理者が務めることが一般的であるため、マテリアルリサイクル施設における総括的職務に従事した実績についてもお認めいただけないでしょうか。	マテリアルリサイクル施設を含む焼却施設での実績も可とし、その場合、焼却施設の廃棄物処理施設技術管理者の実績であっても同等の実績として可とします。
		(項目番号)	第2章5（2）エ		
		(項目名)	参加資格要件		
質問	6	(ページ)	16	（イ）、（ウ）のいずれも、該当する技術者を1名以上配置できることという認識でよろしいでしょうか。また、（イ）（ウ）の条件は同一の者が満たすことでもよろしいでしょうか。	妥当性・合理性等の観点から検討し、入札公告時に入札説明書等において公表します。
		(項目番号)	第2章5（2）エ		
		(項目名)	参加資格要件		

種別	番号	箇 所		質問等の内容	回答
質問	7	(ページ)	20	「なお、設立するSPCは本事業以外の運営を兼業することはできない。」とありますが、同一敷地内の焼却施設も当該事項に該当するという理解でよろしいでしょうか。また、同一敷地内の焼却施設を運営するSPCも同様に本事業への兼業（人員含む）をすることができないという理解でよろしいでしょうか。	妥当性・合理性等の観点から検討し、入札公告時に入札説明書等において公表します。
		(項目番号)	第2章7(2)		
		(項目名)	SPCの設立等		
質問	8	(ページ)	20	SPCの出資金の上限および下限はないと考えて宜しいでしょうか。また、SPCへの構成企業各々の出資金の上限および下限はないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
		(項目番号)	第2章7(2)		
		(項目名)	SPCの設立等		
質問	9	(ページ)	20	「落札者は運営事業者・・・満たさなければならない。」とありますが、本事業で設立するSPCは本施設運営が目的であるため、本施設内に本店所在地を設置してもよろしいでしょうか。また、その場合無償にて貸与いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	妥当性・合理性等の観点から検討し、入札公告時に入札説明書等において公表します。
		(項目番号)	第2章7(2)		
		(項目名)	SPCの設立等		
質問	10	(ページ)	20	本事業においてSPCを設立する場合、運営・維持管理業務の実施体制として、SPCが運転管理業務等の一部又は全部について、複数の構成企業で構成される共同企業体（JV）へ委託し、当該JVが一体的に業務を履行する体制を構築することは可能でしょうか。	妥当性・合理性等の観点から検討し、入札公告時に入札説明書等において公表します。
		(項目番号)	第2章7(2)		
		(項目名)	SPCの設立等		
意見	1	(ページ)	13	「本業務の遂行を事業目的とするSPC を設立する場合、落札者は、本事業に係る基本定締結後、事業契約の仮契約締結までに設立する。」とありますが、P.10の第2章2 民間事業者の募集及び選定の手順（予定）には基本協定書の締結が1月、仮契約の締結も1月となっております。SPC設立には2カ月の設立期間を見込んでいただけますよう、お願いいたします。	妥当性・合理性等の観点から検討し、入札公告時に入札説明書等において公表します。
		(項目番号)	第2章5(1)⑤		
		(項目名)	応募者の構成等		